

## 第3回議会のあり方等検討特別委員会議事概要

開催日時：平成20年5月21日

竹井委員長：意見交換会といいますか研修と言うことで11時からお集まりいただきました。前回の特別委員会の総括と今後の進め方について1時間という短い時間ではありますが、少しご協力をいただきまして進めてまいりたいと思います。今日、松上委員は監査業務のため欠席されておりますので、合わせて報告させていただきます。

それでは、座ってやらせていただきます。まず特別委員会の回数の確認なのですが、3月議会の正副委員長を決定した委員会を第1回と数えさせていただきますと、今回第3回ということで、回数については整理させていただきます。ホームページでの公開に関係もありますので、回数についてはそのような形でとり進めをさせていただきます。

それから、今回、協議事項が三重県議会の行政視察ということで、協議事項は何もありませんが、基本的に常任委員会と同じような形で、説明者が今回は誰もいないこととなりますので、議会事務局が提案というか、説明者ということにさせていただきます。私から提案・説明というわけにいきませんので、基本的には決定事項、報告事項すべてについて事務局から説明をいたさせて、それから協議に入る形を採らさせていただきたいと思います。

それでは、お手元の事項書によりまして、まず第1番目の第2回特別委員会議事概要及び決定事項の確認についてを議題といたします。

事務局の方から内容について説明をいたさせます。

事務局長

## 第2回議会のあり方等検討特別委員会における決定事項

開催日時：平成20年4月28日

平成20年4月28日に開催されました第2回議会のあり方等検討特別委員会で決定された事項の概要は次のとおりです。

- 1 検討テーマ及び検討期間について  
検討するテーマ及び検討期間は、次のとおりとする。

- ① 議会基本条例の制定に向けた検討について  
検討期間は、まちづくり基本条例の議会上程が見込まれる平成21年3月の定例会への上程を目標とする。検討に遅れが生じたときは、再度協議する。
  - ② 地方自治法改正に伴う条例・規則等の見直しについて  
議会基本条例を軸に検討を進め、その中で適時議論をして結論を得る。
  - ③ 市の審議会、委員会等への議員の参加について  
議会基本条例を軸に検討を進め、その中で適時議論をして結論を得る。
  - ④ 議員定数について  
議会基本条例を軸に検討を進め、その中で適時議論をして結論を得ることとするが、遅くとも次回の市議会議員の選挙が執行される前年の平成21年8月までに結論を出す。
  - ⑤ 議会基本条例の検討項目に「議会事務局の機能について」を加える。
- 2 審査・検討の順序等について  
議会基本条例は、議会の基本的・基礎的な事項を定めるものであり、先ず本条例を軸として検討を進める。上記1の②～⑤については、議会基本条例を検討する中で適時議論する。
- 3 審査・検討の方法について  
審査・検討の推進に当たっては、学識経験者、シンクタンク及びコンサルタント等の専門的知見を活用するため、一部の業務を委託し、事務処理及び政策立案機能の補強を図る。
- 4 特別委員会の運営方法について  
特別委員会の開催、運営及び情報公開等は、次のとおりとする。
- ① 議事概要を順次市議会ホームページで一般公開する。
  - ② 委員会の傍聴は、原則として自由とする。
  - ③ 適時、先進都市等の行政視察を実施する。
  - ④ 専門的知見を有する専門家等を講師に招き、講演会・勉強会などを適時開催する。
  - ⑤ 検討の効率化を図るため、議事のまとめ及び検討事項などの事前周知等を図る。
  - ⑥ 特別委員会の開催は、概ね1ヶ月間に1回程度とする。
  - ⑦ 議会基本条例の検討過程における市民参画等については、その進捗状況を見ながら実施方法等について協議する。

5 関連経費の予算化について

平成 20 年 6 月定例会で次の各費用の予算化を目指す。

- ① 学識経験者、シンクタンク又はコンサルタント等に一部業務を委託するための委託料
- ② 専門家を講師に招き、講演会・勉強会などを開催するための謝金等
- ③ 特別委員会委員等の先進都市等への行政視察に係る出張旅費
- ④ 議事概要作成に係る反訳委託料
- ⑤ 会議録を市議会ホームページで公開するための諸経費

6 事務局体制について

事務処理等の一部業務をコンサルタント等に委託し、議会事務局の事務処理能力の補強を図る。

7 その他

今回の特別委員会の開催日時を 5 月 21 日午前 11 時からとする。また、当日の検討事項は、次のとおりとする。

- ◎ 午前中（提出資料の説明等）
  - ① 第 2 回議会のあり方等検討特別委員会決定事項及び議事概要の確認について
  - ② 先進都市等における議会基本条例の比較について
  - ③ 当市における各種審議会・委員会の設置状況について
  - ④ 県下各市における議員定数の状況について
  - ⑤ その他
- ◎ 午後  
三重県議会の行政視察

**事務局長：** 前回の第 2 回議会のあり方等検討特別委員会における決定事項から説明させていただきます。さる 4 月 28 日の第 2 回議会のあり方等検討特別委員会において決定された事項について、まず一点目の検討テーマ及び検討期間については、テーマとしてはここに記載のとおり、5 点ございます。

①といたしましては、議会基本条例制定に向けた検討、②といたしましては、地方自治法改正に伴う条例・規則等の見直し、③といたしましては、市の各種の審議会、委員会等への議員の参加、④といたしましては、議員定数について、⑤ですが、これは①の項に入る内容ですが、前回追加された項目でございます。議会基本条例の制定に向けた検討に「議会事務局の機能につ

いて」を加える。以上の5点が検討テーマとなっております。

検討期間といたしましたは、基本的には「まちづくり基本条例」の議会上程が見込まれる平成21年3月定例会への上程を目標とする。検討に遅れが生じたときは、再度協議するということになっております。

その中で②、③、④、⑤については、次の項でも説明させていただきますが、①の議会基本条例の制定に向けた検討を軸に議論を進め、議論する中で適時に結論を得るということをございます。ただ④の議員定数については、議会基本条例を軸に検討を進めるが、次回の市議会議員の選挙が平成22年10月に執行される予定でございますことから、その前年でございます平成21年8月までに結論を出す、これは検討が遅れた場合のことをございます。基本的に、平成20年3月定例会への上程を目標として検討を進めていただくということです。

第2点目の審査・検討の順序等でございますが、先程も触れましたが、議会基本条例が議会の基礎となるような事項を定めるものでございますので、まず議会基本条例を軸にして検討を進める。そして、先程申し上げました②から⑤の検討テーマについては、議会基本条例を検討する中で、適時議論を進めるということをございます。

第3点目の審査・検討の方法でございますが、審査・検討の推進に当たっては、学識経験者、シンクタンク、コンサルタント等の外部の専門的知見を活用するというので、一部の業務を委託し、事務処理などを含め政策立案能力を補強するということをございます。

第4点目は、具体的な特別委員会の運営方法でございます。①として、議事概要を順次市議会ホームページで公開をいたします。②といたしまして、特別委員会の傍聴は原則として自由とする。③といたしましては、適時、先進都市等の行政視察を実施する。④といたしまして、専門的知見を有する大学の先生などの専門家を講師に招き、講演会や勉強会などを適時開催する。⑤といたしまして、検討の効率化を図るため、議事のまとめ、検討項目などを事前に周知する。⑥といたしましては、特別委員会の開催は概ね1ヶ月に1回程度とする。⑦といたして、議会基本条例については、その検討過程において市民参画等が必要であることから進捗状況を見ながら実施方法等について協議するとなっております。

第5番目の関連経費の予算化でございますが、これにつきましては、予算化を図るため、既に総務財政部へ補正予算要求書として提出してございます。その内容として5点ございまして、①といたしましては、学識経験者、コンサルタント等へ一部業務を委託するための委託料、②として大学の先生など専門家を講師に招き、講演会・勉強会などを開催するための謝金、③として

特別委員会委員の先進地などへの行政視察に伴います出張旅費、④として議事概要作成にかかる反訳委託料で、予算要求におきましてはこの反訳委託料を①のコンサルタント等への一部業務委託に含めております。⑤といたしましては、会議録を市議会ホームページで公開するための諸経費、この5点を予算要求いたしております。

次に、第6番目ですが、事務局体制についてでございます。これは先程の関連予算とも関係する内容ですが、事務処理等の一部業務をコンサルタント等に委託して、議会事務局の事務処理能力の補強を図る。

それから第7番目のその他の項ですが、本日開催の特別委員会は11時からとするということで、予定どおり開催されております。検討課題は、①から⑤まで記載させていただいたとおりでございます。午後につきましては、三重県議会への行政視察となっております。

続きまして、お手元の「議会のあり方等検討特別委員会議事概要」でございますが、これの作成に当たりましての留意点がございましたので説明させていただきます。

まず、表題でございますが、会議録ということではなく、議事概要とさせていただきます。発言そのままではなく、少し手を加えたところがございます。その辺を説明させていただきます。なお、この議事概要につきましてはホームページで情報公開をさせていただきたいと存じます。そのため、市民の方にわかりやすいように言葉を少し補わせていただきました。例えば、会議の中で「議運」という発言がありますと、議事概要の中では「議運」と書かずに「議会運営委員会」と表現させていただいております。また、主語を省略して発言された場合は、主語を補ったりしております。

それから2点目といたしましては、発言をそのまま文章化いたしますと、1センテンスが10行も20行もなるような非常に長い場合がございます。この場合、途中で文章を切って、まるを付したりしております。また、発言の中で倒置の表現、主語と述語を逆にしたりする倒置表現といいますが、そのような発言をされた場合で、理解がしにくく、よく読まないとい文意がわからない場合については、主語、述語を並べ替えたりしております。それから同じ言葉が重複し、一方を削除したほうがわかりやすいときは、一方の言葉を削除しております。

4点目といたしまして、方言が使われたところにつきましては、一部ではございますが標準語化をいたしております。

この4点について、市民の方によりわかりやすいように整理をいたしております。しかし、発言の趣旨はまったく変えておりませんので、この辺をご承知おきいただきたいと思います。以上でございます。

**竹井委員長：** ただいま事務局長から第2回特別委員会の決定事項について、また合わせまして議事録の議事概要の取扱いについて説明いたさせました。各会議では決定事項の確認をした後に、議事に入るという流れになることをお話いたしました。まず、先程、事務局長から報告をいたさせました決定事項について、この際確認をしておきたいといったことがございましたら、先にご発言をお願いします。

鈴木委員

**鈴木委員：** 事務局が、この議事概要をスピーディに作っていただいて、非常に感謝いたしております。一つだけ、小さいことですが森委員が二人みえる中で、どちらの発言かということを確認にさせていただいたほうがよいのではとそれだけです。

**竹井委員長：** ただ今、鈴木委員からの議事概要の発言者氏名のところで森委員が二人いらっしゃるの、明確にしてはとのことですが、森（淳）とか森（美）とかにすることになると思いますが。早速、対応してもらいます。

他に、決定事項といっても、今後の進め方だけですので、皆さんのお話を聞いた結果により作成しておりますので、決定事項に関しましてはよろしいでしょうか。

（異議なしの発言あり。）

関連して、その他の項で、予算についてお話をしようと思いましたが、決定事項5番の予算化の項で説明は済んでおります。しかし、会派代表者会議で説明があった内容と予算査定後の内容に若干違いがありますので、その辺の説明と、予算要求額が査定で少しカットされておりますので、その対応をどうするのかということをお正副委員長と事務局との打合せの時、強く事務局には申し入れをしました。何らかの回答があったということですので、関連経費の予算化についてどのようになっているのか、報告をさせます。

事務局長

**事務局長：** ご説明させていただきます。関連経費の予算化についてですが、決定事項5の関連経費の予算化についての項に沿って説明させていただきます。①の学識経験者、シンクタンク又はコンサルタント等に業務の一部を委託するための委託料については、④の議事概要作成に係る反訳委託料と合わせて、予算要求いたしております。その結果でございますが、議会のあり方等検討特別委員会支援業務委託ということで、要求額といたしましては180万6千円でしたが、予算査定の結果は150万円でございます。これについて、入札不調とならないか不安がありましたので、総務財政部に見解を質したところ、予算が不足するのであれば、追加補正をしてくださいということでもございました。

次に、②でございます。専門家を講師に招き、講演会・勉強会などを開催するための謝金でございますが、議会のあり方等検討特別委員会のほうにつきましては、1名を東京からお招きするという予算を盛っております。講師への謝金と東京から1泊2日の旅費を合わせて計上いたしております。謝金につきましては、要求額といたしましては10万5千円でございますところ、10万円という予算査定をいただいております。講師にもいろいろランクがあつて、他の案件をみても10万円以下であるということで、予算査定額は10万円となりました。それから、旅費につきましては、満額の査定で4万円となっております。

③の特別委員会委員等の先進都市等への行政視察に係る出張旅費でございますが、行き先等は未定でございますので2泊3日の打切り旅費ということで、一人7万5千円を計上いたしまして、事務局職員1名が随行させていただきますので7万5千円×12名分、合計90万円となりますが、満額の査定となっております。

次に、⑤の市議会ホームページで情報公開するための諸経費でございますが、要求額は5万5千円で、これについては既決予算で執行してほしい。不足額が生じれば、追加補正をしてほしいということで、ホームページで情報公開するための諸経費はゼロ査定となっております。以上でございます。

**竹井委員長：**ただ今、局長の報告のとおり、大きな変更点は、委託料について予算要求額180万6千円が予算査定で150万円にカットされたことです。事務局の説明でも、何回かこの予算見積を取ったようですが、この前の正副委員長との打合せでは、当初どおり予算執行をして、不足が出れば12月にでも予算補正を出したらどうかという話をしておりました。このような見解を総務部の方でも、了解ということですので委託内容を縮小させずに、事務局の考えた当初事務量でスタートさせて、どうしても不足が生じるのであれば、新たに事務局から追加補正をってもらうということにさせていただきます。その他については、ほぼ予算要求どおりとなっておりますので、また事務局のほうで予算執行をしていただきたい。

予算については、よろしゅうございますか。

(なしの発言あり。)

議事概要について、今、事務局のほうから議事録とはせずに議事概要とする。少しコンパクトにまとめていきたいという話でありました。前回もそのような形でどうでしょうかと、皆さんにお諮りをさせていただきました。この進め方については、これによろしゅうございますか。

(はいの発言あり。)

それでは、事項書の1の項、前回第2回特別委員会の決定事項の確認及び議

事概要については、皆様方に内容を確認していただきましたが、内容については確認されたということで、この項については終わらせていただきます。

次に、事項書の2の項に入らせていただきます。他自治体の議会基本条例の状況についてですが、前回、できれば比較一覧表を作って、今回皆さんにお渡しをしたいということで準備させていましたが、少しその辺について手順も含め、事務局の方から説明をいたさせます。

事務局長

**事務局長** 市議会基本条例の状況でございますが、全国的に先進的な自治体ということで、選定させていただきました自治体の議会基本条例の条文をお手元に配布してございます。県レベルでございますと三重県議会ということでございますので、三重県議会基本条例、全国で先がけて議会基本条例を制定されました北海道の栗山町の議会基本条例、そして三重県伊賀市の議会基本条例、それから出雲市も伊賀市と同じ年に議会基本条例を制定しております。この4自治体についてお手元に条例の条文を配布させていただいております。

私どもの方で、各条例の条文にどういう記載内容があるか、一覧表を作ろうということで、作業を始めましたが、中味をもう少し精査し、内容を理解する必要がありますので、もう少し時間をいただきたいと存じます。次回の特別委員会にはこの各自治体ごとの条例の記載内容がすぐわかるような比較表を作成してご提出させていただきたいと存じます。

本日は私どもの事務処理が遅れまして申し訳ありませんが、次回に提出させていただきますのでご了承いただきたいと存じます。

**竹井委員長** 今、事務局から説明がありましたように、今回、一覧表までの事務作業が少し間に合わなかったということで、お手元に各市のホームページから取れる条例の内容について配布をさせていただいております。考え方としては1条、2条、3条とそれぞれ条文があり、似たような内容のところは横に全部並べて、それぞれどんな記載になっているか、一番重要なところは前文のところですが、どんな目的でこの議会基本条例が作られたのか。こうした比較一覧表を作ってもらうようお願いしてあったのですが、本当は今日の視察に間に合えばというふうに考えておりましたが、少し時間が要ということですので。次回の会議までには一覧表を作成して、会議の配布資料として、事前に皆さんに届くように、今、鋭意調整をしておりますので、ぜひご理解を賜りたい。2番の項よろしゅうございますか。

(異議なしの発言あり。)

続きまして、事項書の3の項、市の審議会、委員会等への議員の参加について、これにつきましても現在の状況ということで、事務局から説明いたさせます。

**事務局長** お手元に配布させていただきましたのは、当市の各種審議会、委員会の設置一覧表でございます。この1ページ目は、議員が参加していただいている審議会等の一覧表でございます。2枚目以降は、当市で設置されておりますその他の審議会・委員会の一覧表でございます。

ここで断わりいたしますが、2枚目以降の一覧表につきましては、行政改革室が調査したものでございます。4月末日現在の状況を各室に対して報告を求める形で調査したもので、一覧表に記載してある各審議会・委員会は間違いなく設置されていますが、漏れているものがあるということで、現在、行政改革室で再調査をしていただいております。例えば、病院のあり方検討委員会などが抜けているということもありまして、事務局でも完全な資料でないことに気が付きました。お手元に配布させていただきました資料は、中間的な資料ということでご理解いただきたいと存じます。次回の特別委員会には精査したものを提出させていただきますので、次回、お手元の資料と精査した後のものと取り替えていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

**竹井委員長** 今、お手元に配布してあります資料については、当市の審議会・委員会が100%網羅されていないものですので、ご承知おき願ひたいと思います。次回までには、今亀山市がどんな審議会・委員会を設置しているのか100%網羅した最新版をお手元に提出いたさせます。それから、資料2ページの緑色になっております16の審議会、委員会につきましては、条例上で議会から委員を参加させなければならないということですので、これについては是非もなく参加をしているということでございます。あらかたの審議会、委員会は、一覧表には記載されておりますので、どんな委員会があるのかご覧おき願ひたいと存じます。精査後の資料が提出されましたら、混在しますと困りますので、この資料は廃棄いたさせますので、回収させていただきますのでよろしくお願ひします。一応、お手元の資料は、中間ということでございますので、確認をお願ひします。

それでは、これは中間報告ということで、次回改めて精査されたものを提出いたさせます。

それから、4番目の項、議員定数について事務局より報告をいたさせます。

**事務局長** 各市の議員定数の状況についてご説明させていただきます。資料の一番左の列が各都市名でございます。次が人口でございます。これは平成20年5月1日現在の住民基本台帳上の人口でございます。そして、住民基本台帳人口に基づきます議員の法定定数が3列目で、そして、4列目が現在の議員数でございます。

この中で、ご注意いただきたいのは、桑名市といなべ市でございます。桑

名市につきましては、現在の定数は34名ですが、条例改正が行われ、次の選挙からは定数30名となっており、4名の定数削減が条例上では図られております。そして、いなべ市につきましても現在24名の議員数となっておりますが、次の選挙から20名の定数とする条例改正が行われています。次に亀山市でございますが、法定定数は26名でしたが、住民基本台帳人口に基づきまして告示がなされており、5月1日現在の人口が5万78名ということになっておりまして、現在の法定定数は30名ということになっております。

**竹井委員長** 事務局長から各市議会の議員定数の状況について報告をいただきました。桑名市といなべ市については、既に減員ということで条例化されています。亀山市におきましては、人口が5万人を超えたということで法定定数が26名から30名になっているということでございます。ご確認をお願いします。この項については、よろしゅうございますか。

(はいの発言あり。)

続きまして事項書5番目の三重県議会の行政視察についてですが、スケジュール等報告すべき事項がありましたらお願いします。

**事務局長** 行政視察についてですが、このあと午後1時に市役所玄関からマイクロバスが出発する予定になっております。三重県議会へはおおむね1時45分ぐらいにお邪魔する旨を連絡してありますので、県議会においても受け入れの準備をしていただいております。

県議会におきましては、議会基本条例制定に係るいろいろなお話を聞いた後、意見交換の場を持っていただきたいと存じます。時間といたしましては2時間ぐらいを県議会へお願いしてあります。

**竹井委員長** 今、報告がありましたように1時に出発をして、意見交換は1時45分ぐらいから約2時間程度ということになっております。昨年、議会運営委員会でも視察に行きましたので、議員の中には重なる方もいらっしゃるかと思いますが、今回は特別委員会の視察ということで、いろいろな意見交換をお願いできればと考えております。それから、事務局に聞いた話では、県会議員のどなたかが説明をされると聞いております。事務局と議員それぞれの立場から説明があると思いますので、何点か質問等ありましたらご用意を願えればと考えております。

それでは、この項、午後1時出発ということで、よろしく申し上げます。

その他の項に入らせていただきます。次回の日程、内容について、私のほうから提案させていただきます。

次回の特別委員会の内容については、この前、事務局と調整させていただきました。実は、補正予算の成立が議会閉会日の6月18日ですので、閉会

をして、すぐ入札等に入っても業務委託をするコンサルタントが決まるのは、7月初旬から中旬かなということになり、それまでの間、空いてしまいます。それから常任委員会の視察が7月前半、たぶん各常任委員会とも行政視察に行かれますので、その後に第4回の特別委員会を開催ということになりますと7月後半になってしまい、少し間が空き過ぎるので、6月の後半に、この前、水野議員からもご指摘があった勉強会を、今度、講師を招いて、ここで開催してはということで、いま調整をしております。

講師が見つかるかどうかというのが課題ですけれども、うまく見つければ6月後半に研修会をやりたいと考えております。予算が成立します6月18日以降の開催には間違いありませんけれども、少し日程があいまいと言いますか、何日とは決めきれておりません。講師がうまく見つかって日程が決まってきましたら、こちらから各委員の方に日程の確認をさせていただきますので、調整をよろしくお願ひしたいと考えております。そうしますと6月は、1回研修会を開催し、7月にはコンサルタントが決まれば、入ってもらって、特別委員会の進め方なり、考え方なりについて意見交換を行い、だいたい前段の作業を7、8月までやって、9月以降に本格的作業に入っていればと考えております。

今回の特別委員会は、講師を招いた研修会ということにいたしたいと思ひます。

本日の特別委員会は、協議事項は特になくと思ひます。また、決定事項も特になくありませんので、3回目の特別委員会としての決定事項はありません。あるとしますと、本日三重県議会へ行きますので、少しその辺のやり取りの中で、内容などで何かあれば、事務局で整理し、簡単にまとめてもらったものができれば、提出させていただこうと思ひます。視察報告といっしょでするので、報告書的なものにまとめていただこうと思ひます。決定事項があるとしますと、その報告書ぐらいというふうと考えております。

今回の特別委員会の開催を6月末ということで、何かご意見がございますか。一ヶ月に1回の開催と考えておりますので、少しきゅうくつな日程となりますのが、講師が決まれば6月末あたりで、決まらなければ7月のたぶん中旬以降のコンサルタントが決まってから開催したいと考えております。

また、講師が決まりましたら事前に日程を連絡させますので、開催予定日前後にどうしてもご予約が入るということであれば、事前に事務局のほうにもご連絡をお願いします。一人、二人ご欠席でも開催させていただこうと思ひます。たぶん全員出席できる日を探そうとするたいへんですので、各会派とも2人はいらっしやいますので、一人ぐらい欠けても開催させていただきます。誠に申し訳ないことですが、よろしくお願ひします。

これで、今回用意いたしました内容は、以上ですけれども、この際、何か確認なり、ご意見なりございましたらどうぞ。

水野委員

**水野委員** 市の審議会・委員会への議員参加の問題について、資料をいただきました。再度提出いただくとのことでしたが、いわゆる法律で決められている、例えば都市計画法で決められている都市計画審議会と市の条例や規則で議員何名とか、若干名とかいうふうに決められているものがあると思います。基本的に今までの論議の中で、この課題が出されたのは、議会の議員が市の審議会、委員会に参加して、そこで策定された成案を市議会で審議する場合、参加していた議員の立場がなくなるのではないかということが基本的な問題となっていました。法律で議員が参加しなければならないというものがこの中にあるのか。例えば条例とか規則で決めているが、その条例・規則が法律に基づいて制定されたものか、その辺をできましたら調べていただきたい。この法律に基づいてこの条例があり、議員の参加基準があるのかどうか、一欄設けて明確にしてもらおうと非常にありがたい。審議する材料としてお願いしておきたいと思います。

**竹井委員長** ただ今、水野委員から3番目の市の審議会・委員会への議員の参加で配布させていただきました一覧表について、根拠法令についてはここに記載されていますが、その上位の法律、条例、規則については記載がないので、関連がわかれば精査して入れていくよう事務局に整理いたさせます。

前田委員

**前田委員** 今現在、議会を代表して議員が審議会、委員会に参加しているのは、どの審議会と委員会になりますか。

**竹井委員長** 事務局長

**事務局長** 一覧表の中で、法令、条例以外にも、例えば水道水源保護審議会ですと議会の申合わせ事項で、充て職的に委員として参加いただいております。このような審議会、委員会もあります。手元に資料がございませんが、こうした審議会・委員会が多数ございまして、それらの多くは、市条例や要綱で規定されているものが多く、すべてはここで答えられませんので、後ほどとさせていただきますと存じます。

**竹井委員長** 事務局から報告いたしましたけれども、全部わかるように整理はしようと考えております。この審議会は、参加している、あの審議会は参加していない、参加していた審議会などがわかるように、そして水野委員がおっしゃいました法律との関係など、どこを拠り所に参加要請があるのか。そういった関連がわかるような表の作成を考えております。また、それができた段階で、もう一度ご意見をいただき、より分かりやすいものにさせていた

だきたいと思いますので、次回の特別委員会において議論をお願いいたしたいと考えております。

今、事項書3の市の審議会、委員会等への議員の参加について、少し追加で精査すべきではないかという声がありましたので、これについても事務局のほうで整理して、また正副委員長との打合せもありますので、そこで内容を詰めながら皆さんのほうに分かりやすいものが出るようにさせていただきます。

他にございませんか。

ないようですので委員会をここで閉めさせていただきます。